

地方創生対策特別委員会(付託)

令和2年9月30日(水)

〔委員会の概要〕

井下委員長

ただいまから、地方創生対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○令和元年度観光振興施策の実施状況について(資料1, 資料2)

○新たな「海上交通」導入に向けた実証運航について(資料3)

黒下商工労働観光部長

この際、1点御報告申し上げます。徳島県観光振興基本計画に基づいた施策の実施状況についてでございます。

もてなしの阿波とくしま観光基本条例に基づき、令和元年度観光振興施策の実施状況につきまして御報告いたします。お手元に概要版を資料1として、また、全体版を資料2として、お配りさせていただいております。

このうち、資料1に基づき御報告させていただきます。令和元年度は、四つの重点施策及び重点施策の実現を図るための六つの基本施策に基づき、観光振興施策を実施いたしました。まず、1、重点施策といたしましては、1、インバウンド拡大施策として、香港、台湾の旅行会社やメディアの招聘とともに、現地における旅行展示会への出展や商談会・現地セミナーの開催など、本県を訪れる外国人旅行者の6割以上を占める東アジアを重点国・地域として、インバウンド誘客を促進いたしました。

2、国内誘客施策として、現在、宿泊予約の主流となっているオンライン旅行会社のWEBサイトやSNSを活用した、「#徳島あるでないで」キャンペーンを実施するとともに、平成30年度に引き続き、知事をトップに県内の観光・宿泊施設や自治体担当者等の参加による挙県一致体制で、東京都におきまして本県単独のオール徳島観光商談会を開催するなど、国内旅行者の誘客促進に取り組みました。

3、滞在型観光推進施策では、県内の観光地域づくりを担う地域連携DMOとして、県東部エリアのイーストとくしま観光推進機構、また、南部エリアの四国の右下観光局が、昨年度、新たに登録を完了いたしました。これらに先行いたします西部エリアのそらの郷と合わせ、これらDMOとの連携を強化し、県下全域におきまして、観光周遊ルートづくりを推進いたしました。

4、MICE(マイス)誘致施策として、中四国規模以上のコンベンションを対象として、開催経費やシャトルバス運行経費を助成するとともに、国際MICEエキスポへの参加など、コンベンション誘致の促進に取り組みました。

次に、Ⅱ、基本施策の主なものとしたしましては、2、観光誘客基盤の強化として、収容人数の増加や客室風呂の整備など、宿泊施設の魅力アップにつながる改修事業を支援いたしました。

4、観光コンテンツの充実として、阿波おどりの通年化に向け、秋の阿波おどりにおいて、世界阿波おどりサミットを開催し、新たに親子での参加を対象とした、冬の阿波おどり体験ツアーを開催し、年間を通じた阿波おどりによる誘客を促進いたしました。

6、広域観光の推進として、広域連携DMOである関西観光本部や四国ツーリズム創造機構、せとうち観光推進機構と連携した観光PRや商談会への参加を実施するなど、スケールメリットを生かした観光プロモーションによる、周遊観光の促進に取り組んだところでございます。これら施策に係ります数値目標に対する進捗状況でございますが、お手元に資料2として御配付させていただいております冊子の18ページ、19ページに添付させていただいております。各項目とも、ほぼ順調な進捗となったものと考えております。令和元年度の実施状況につきましては以上でございます。

なお、今般のコロナ禍により、インバウンド需要の低迷や、旅行者の行動やニーズの変化など、本県観光を取り巻く環境は大きく変わってきております。こうした状況を踏まえまして、現行の観光振興基本計画におきまして、観光審議会をはじめ、観光業界の皆様から幅広く御意見をお伺いし、アフターコロナ時代を見据えた、実効性の高い計画となるよう、早急に案を取りまとめ、当委員会での御意見を賜った上で、見直しを行いたいと考えております。報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

貫名県土整備部長

県土整備部から1点、御報告させていただきます。お手元にお配りしております資料3を御覧ください。新たな「海上交通」導入に向けた実証運航についてでございます。

2025年大阪・関西万博を見据え、本県への誘客促進や交流人口の拡大を図るため、今年度、「with・コロナ時代」における令和2年度実証運航として、関西国際空港から渦潮や大塚国際美術館などの観光資源が集積する鳴門市の亀浦港や、県都徳島市の沖洲マリントーミナルに寄港する周回ルートを、本年秋に実証運航することとし、現在、船を所有する株式会社OMこうべ等と具体的な日程等の調整を行っております。

この実証運航を活用し、旅行関係者によるファムツアーを実施することにより、専門的見地に基づく評価を頂き、更なる運航計画の改善へとつなげてまいります。

今後とも2025年大阪・関西万博を見据えた本格運航に向けて、引き続きしっかりと取り組んでまいります。報告事項は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

井下委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

北島委員

私のほうからは、先ほど御説明にもありました観光関係について、2点御質問させていただきます。

まず、先日の19日から22日のシルバーウィークがございましたが、いわゆるG o T oキャンペーンの効果で、県内であれば祖谷のかずら橋であったり、阿波おどり会館をはじめ、県内主要の観光地がとても多くの観光客の方でにぎわったと報道されております。

これまで、新型コロナウイルス感染症の影響で非常に厳しい環境にありました観光地であったり、宿泊施設の方々にとっては大変歓迎するものであったと思われまいます。県内の観光においては、観光地の集客に非常に重要となります二次交通について、これまで県議会等にて様々な議論がされております。

そのような中で、日付を少し遡りますが、先月の8月13日の徳島新聞なのですが、県内の観光地やホテルを巡る無料周遊バス「るりこん」が運行されたということが報道されておりました。この「るりこん」に関しては、県の奨励金を活用したものと伺っておりますが、この「るりこん」の詳細について教えていただきたいと思います。

以西次世代交通課長

ただいま、北島委員から、周遊バス「るりこん」についての御質問を頂きました。

無料周遊バス「るりこん」につきましては、阿波のバス旅実行委員会が実施主体となしまして、観光客や帰省客の利用が見込まれるお盆の五日間、阿波おどり会館、阿波十郎兵衛屋敷、藍の館、この三つの観光文化施設を無料の周遊バスで結びまして、同乗する観光ボランティアガイドが歴史的、文化的なストーリーを御案内するといったマイクロツーリズム事業でございました。

この事業の実施に当たりましては、6月補正予算でお認めいただきました公共交通応援事業の中の、新型コロナウイルス感染症収束後の回復期に備えた利用環境整備でありますとか、新たなサービスによります需要創出、こういった取組を支援する新サービス実証事業奨励金を活用したものでございまして、二次交通モデルの実証運行として、交通事業者から御提案があったものでございます。

提案事業者からの実績報告によりますと、新型コロナウイルス感染症の県内感染拡大の影響から、残念ながら延べ412人の御利用に留まったものの、利用者からのアンケートによりますと、車内の新型コロナウイルス感染症対策が十分できていて安心感があった、路線バスでは行きづらい施設を周遊できるのが良かった、繁忙期であれば多くの利用が見込める良いルートであった、周遊バスなのにガイドが乗車して案内してくれるのがすばらしかった、といった評価を頂くとともに、周知が十分ではなくもったいなかった、乗車場所が分かりづらい、といった御意見も頂いております。

事業者のほうにおきましても、この周遊ルートに対するニーズの把握、それから課題の認識ができたところでございまして、実証運行の成果があったものと評価しております。

今後、こういった取組の結果を踏まえまして、事業者サイドで更なる展開がなされることを我々としても期待をしているところでございます。

北島委員

事業所からの提案ということだったのですが、こういうことは県として後押しをするというのは非常にいい取組だと思います。

実施されていますのが、県内において新型コロナウイルスの感染者数が少し増えてきた

時期でもありますし、非常に影響があった時期ですが、残念ながらというお話もありましたけれども、その中で400人というのはまずまずだったのかなという印象を受けます。

また、利用者アンケートについても高い評価だったということです。今後、こういった事業者からの報告を踏まえまして、次にまた何らかの形で取り組んでいただきたいと思いますし、事業者は本当に厳しい中で生き残っていかねばなりませんので、そういった意欲のある一生懸命な事業者に対して、更に支援できるような体制を構築していただけたらと思います。

続いて2点目、同じ観光なのですが、本委員会の趣旨でもあります、徳島の地方創生に欠くことができないものが観光であります。

県民の皆様は地元徳島でゆったりした観光をしていただいて、徳島の魅力を再発見していただくという目的で実施されました、とくしま応援割ですが、さきの経済委員会でも質問がございましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、地方創生の重要な一つの観光事業でありますので、今日は各部局が集まっておりますので、その各部局との共通認識を図る上でも重要かと思っておりますので、改めて、このとくしま応援割の予算の執行額等を含め、実績について教えていただけますでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま北島委員から、とくしま応援割の実績についての御質問を頂戴いたしました。

県民限定の宿泊割引、とくしま応援割につきましては、当初1万人泊を目標に7月末までを予定したところでございますが、県民や事業者の皆様から事業の継続と拡充を望む声を多くいただき、8月末まで、4万人泊を対象に実施した結果、現段階での実績見込みは4万1,900人泊を数え、県下全域で多くの県民の方々に御利用いただいたと考えております。

また、予算執行額につきましては、約1億9,300万円でございます。予算額2億円に対しまして96.6パーセントでございます。

北島委員

予算のほうも100パーセントに近い形で執行されて、また宿泊の数については計画を上回る実績見込みということで、事業として、また県民の方々には、近いけれど今まで行っていなかったような徳島県内の場所にも行っていただいたのかなと思いますし、魅力を再発見していただくいい機会になったと思います。

こうした県内観光支援を、やはり県下一円全体で偏りなく効果が出るのが本来は望ましいのですが、今回の実績で県内圏域ごとの宿泊状況が分かれば教えていただけますでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま、北島委員から、圏域ごとの宿泊状況についての御質問を頂戴いたしました。

圏域ごとの宿泊状況につきましては、宿泊施設からの報告に基づく傾向を申し上げます。圏域ごとに宿泊施設の数、また宿泊施設の規模や形態は異なりますが、東部圏域の応援割の利用者数は全体の約63パーセント、南部圏域が約26パーセント、西部圏域が約11パーセント

ントとなっております。宿泊施設の多い東部圏域の利用が一番多いものの、南部、西部でも多くの御利用がございました。

また、利用者の多い市町村の上位から申し上げますと、徳島市、鳴門市、海陽町の順となっております。今回の応援割を契機としまして、様々な趣向を凝らした取組と誘客のための企業努力をしている宿泊施設もございます。

例えば、とくしま応援割は飲食も対象としておりますので、伊勢エビなどの海の幸や豪華な夕食がセットになった宿泊プランや、美しい海などの映像のある、旅行意欲をそそるようなホームページ、また、新聞などにとくしま応援割とのお得なセットプランの広告をするなど、独自の取組をされておまして、こうした取組を含め、県内宿泊施設の魅力の再発見が県下一円の宿泊利用につながったものと考えております。

北島委員

御報告いただきましたが、徳島市、鳴門市に続いて海陽町という、これまでなかなか南のほうの観光が少なかった中で、南部については非常に良い効果があったのかなと思います。それで、この前の委員会でもありました、今後、12月から冬のとくしま応援割を開始するということですが、今回の夏のとくしま応援割以上に、更に偏りなく県下一円で宿泊実績が上がるようにしていただきたいと思っていますところですが、また、明日から国内のG o T oトラベルで東京発着旅行が対象となります。人の動きがどんどん大きくなってきますし、本格的に展開されることとなりますが、こういった国の支援策を生かした観光支援について、今後どう取り組んでいくのか、お教えいただけますでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま、北島委員からG o T oトラベルを活用した観光支援について御質問を頂戴いたしました。

本県へ日本全国から誘客を進めるために、本県独自の取組としまして、G o T oトラベルとのタイアップ事業を8月1日から実施しているところでございます。

具体的には、本県でG o T oトラベルを利用して宿泊をしていただいた観光客の皆様に、土産物店や観光施設、タクシー、レンタカーなどの幅広い場面で利用できる、一人5,000円の割引クーポン、徳島で得するケンを上乗せして提供しまして、お得感や本県観光の魅力を体感していただけるよう取り組んでいるところでございます。

今後、10月1日からG o T oトラベルが本格展開いたしますが、徳島で得するケンも活用いたしまして、東京をはじめ日本全国から徳島への誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

北島委員

これからいろんな施策を連携しながら進めていくということですが、本事業の目的はまず県民の皆様が地元徳島の魅力を再発見していただくことと、このコロナ禍において、本当に厳しい環境にある宿泊事業者の方々への支援であります。

御説明にあるとおり、県下一円の利用があったということですが、やはり多少なりとも偏りがあったと思います。

県としましては、その利用の少ない施設への誘導等、様々な工夫をいただいているというふうに伺っておりますが、厳しい言い方かもしれませんが、やはり必要なのは、それぞれの宿泊施設自身による魅力の向上、努力なのかなと思います。

やはり、どの業界も競争でありますので、そういった意味で県としてできることには限界があります。そういう中でですが、施設の皆様がこの冬の応援割、それと東京発着対象のGoToキャンペーン等の多くのチャンスを少しでもつかんでいただけるように、例えば周辺の飲食店、お土産屋さんとの提携とか連携とか、地元のタクシー会社、観光事業者との連携、また地元の商工会議所との提携とか連携などの地域を巻き込んだ取組も、そこにマッチングさせていくというような、県としての姿勢も必要なのかなと思っております。

さらに、冒頭に質問させていただきました、主要交通拠点と観光地とを結ぶ二次交通の充実も欠かせないものであります。

よく言われますが、点と線、そして面というそういったお話がありますけれども、徳島の観光地については点としての魅力があり、非常にポテンシャルが高いと思います。全国的に見ても魅力のある観光地が多々あります。しかしながら、そこへ行くための交通手段の線がなければ、その点もどんどん衰退していくということになりますので、その線、二次交通の利便性等々を更に高めていただく、そういった取組に力を注いでいただきたいと思います。そういった意味で、最終的な目的は地方創生でございますので、全体が盛り上がっていくことが最終的な目標ですので、今回の補正予算でも公共交通の応援割であったり、貸切バスのスマート利用、海上交通の話もありました。

さらに、冒頭に部長からお話のあった観光の冊子ですけれど、この中に商工労働観光部だけではなくて、農林水産部も入り、県土整備部も入り、様々な部署が入っておりますので、そういった意味で各部局の連携を更に強めていただいて、点の魅力、線の利便性、そして面、地域の発展につなげていただきますよう、更に取り組んでいただけるようお願い申し上げます、質問を終わります。

井川委員

海上交通ということで運航するという話をちらっと聞いております。私もそれを応援させてもらうということで、この前、一般質問で質問もさせていただいたのです。

私たちが小さい時というとき少し語弊があるかもしれませんが、大阪とか神戸に向けて本当にいっぱいフェリーがあったと思います。阪神フェリーが神戸に行ったり、大阪港に入ったり、深日港とかのフェリーもあると思うのですけれど。

私たちは知らないですけど、その昔はここ万代橋の所から共同汽船か何かがあって、大阪にかなりの人を送り出したということを聞いております。

そういうこともあって、私自身は船というのはあまり強くはないのですけれど、一つの交通手段というか、これからはやはり観光集客もできるという、海上交通というのはやはり真剣に取り組んでいかなければならないと思っております。

一般質問でもちらっと言っていたのですが、何かプロジェクトチームを開いていろんな団体の意見を聞いてみるという話をしていたのですが、どういう意見が出たのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

遠藤運輸政策課長

井川委員から、プロジェクトチームにおいてどういう意見が出たのかという御質問を頂きました。

去る9月14日に開催いたしました、第4回新たな海上交通導入プロジェクトチームと関係団体との意見交換におきまして、知事も出席の中、徳島県観光協会をはじめとする関係4団体の方々に御参加いただきまして、これまでのプロジェクトチームでの意見を踏まえて策定いたしました実証運航素案をお示しいたしまして、様々な御意見を頂いたところでございます。

主な意見といたしましては、関西国際空港のアクセスは本県の命題である。また、特にコロナ禍の中、インバウンドに加えて国内観光客の誘致も重要な視点でありますとか、過去の経緯はありますが、官民連携で前向きに進めることが大切、まずはチャレンジすべき。あと、机上ではなく実証運航を行い、いろいろ議論をすべき。また、採算性を考えると定期路線にこだわるのではなく、観光的な要素も取り込みながら季節便や新たな寄港地を増やすことも必要ではないかなど、実証運航に対し、全体的に前向きな意見を多く頂いたところでございます。

一方で、採算面や荒天時の欠航のリスクでありますとか、揺れが懸念されるということで、ジェットフォイルのような揺れが少なく速いタイプの船を導入されてはどうかとか、本格運航の際には、長年県民への運送サービスを続けております既存の公共交通機関への配慮が必要であるなど、たくさんの意見を頂いたところでございます。

井川委員

まずは、とにかく新型コロナウイルス感染症が収まってからの話ではあると思うのですが、本当に前向きに取り組まなければいけないとお聞きしたところではありますが、とにかく、こんな言い方をしたらいけません、バスもたくさん関西国際空港に行っているし、大阪、神戸からもバスの便がありまして、なかなか海上交通が日に何便も定期的に出て、採算が取れるかといったら厳しい部分もあるだろうし、とにかくインバウンドで外国から来た人は、海を渡って渦潮の近くを通過して徳島に来ると、ものすごいインパクトがあると思うのですけれどね。

その路線というのも残さないといけないと思うところもありますし、なかなか採算性を考えたら厳しいのかなというところもいろいろあるので、定期運航にこだわるのではなくて、観光的な要素も取り込みながら、また寄港地というのかな、今は亀浦港という所ですか、それだけではなくて、徳島市内の新町川のこちら側に持ってきてもいいし、いろいろ考えながら、発想もいろいろ踏まえてやってみてもらいたいと思うのですけれど、それに関してはどうかなというところでございます。

遠藤運輸政策課長

訪日外国人観光客や国内観光客をターゲットとする場合、それぞれのニーズに合った季節でありますとか、スケジュール、寄港地等を柔軟に選び、船をあたかも観光バスみたいな形で運航するということは、これまでにない発想かと思えます。

新しいニーズの創出にもつながる可能性があるのではないかと考えてございます。

そこで、今回の実証運航におきましても、紀淡海峡や風光明媚な鳴門海峡を經由いたしまして、海上からしか見ることのできない大鳴門橋をくぐるということで、プチクルーズの要素を盛り込むということをさせていただいています。

プロジェクトチームの中でも御意見がございました、観光客の多い時期に絞って複数の観光地周辺に寄港しながら、委員が言われました新町川とか、そういう所も寄港しながら運航するスタイルというのは、移動自体に価値を見いだすスタイルとして可能性が広がるということも考えてございます。

一方で、不定期な運航をするということでもございまして、船や船員、またいろんな所に係留しますので、係留場所の確保でありますとか、限られた運航日におきますPRの仕方でもありますとか、所要時間などの課題が想定され、より検討を重ねていく必要があると考えてございます。

今回の実証運航では、実証運航に合わせてファムツアーを実施いたしまして、県内観光地を旅行関係者の方に巡っていただくということで、この旅行事業者の方々から専門的な見地に基きまして、運航ルートに対する御意見や評価を頂く予定としてございます。

あわせて、今後は新たな寄港地となり得る港の係留施設でございますとか、ターミナル等既存ストックの状況、所要時間などを精査いたしまして、更に魅力的な運航計画となるようブラッシュアップしたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

井川委員

とにかく、まずは一回試してみたい。本当に徳島市は藍の運び出し、海運というので元々、大阪、神戸に向けて盛んだった街だと思います。

もう一回、速い移動ではなくてゆったりとした感じで、海運というか海上輸送というのでも考えていただきたいと思います。

何を言っても、新型コロナウイルス感染症がどう収まるかで変わってくるのですが、2025年の大阪万博を見据えての取組になっていくと思うのですが、できたら関西国際空港だけではなくて夢洲というのですか、万博会場を直接結べるような、そういうことも考えて、いろいろ施策を考えていただきたいと思います。

まず、チャレンジというか、試してみないと始まりませんし、まず一步踏み出していただきたいと思います。皆さんのこれからの頑張りに期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

扶川委員

観光政策課から7月22日に提供された、7月19日時点の上位5施設というのがあります。全県の状況と徳島市の状況。これに対する最終的な状況を教えていただきたいと思います。だから、1位の施設が全県的に見ると2,529ありました、2位が1,237でした、3位が1,009でしたというような利用者数の数字を前に頂きましたから、最終的にどうなったか教えていただきたいと思いますということです。

井下委員長

小休します。(11時05分)

井下委員長

再開します。(11時06分)

吉田観光政策課長

ただいま扶川委員から、とくしま応援割の利用が多い5施設についての御質問を頂戴しました。

宿泊施設からの報告によりますと、多い施設は徳島市で4施設、鳴門市で1施設となっております。

扶川委員

事前にきちんと細かく質問するように申し上げていたらよかったですね。1位の施設で2,529件の利用があったとか、2位で1,237件の利用があったとか、そういうことが観光政策課から前に報告されているのです。これと同じ資料があるはずですから、現時点で最終的にどうになりましたかとお尋ねしているのです。

ついでにお尋ねしておきますが、一桁台の施設が全県で36施設、徳島市で5施設、0泊の宿泊施設が全県で33施設、徳島市で5施設あったということですが、これは先ほど北島委員の質問にもありましたけれど、これは中小事業者の自助努力が足りなかったのか、立地条件が悪かったのか、両方あると思います。恩恵が行き渡らなかった状況というのを確認するのは大事ですから、お尋ねをしているわけです。

吉田観光政策課長

ただいま扶川委員から、とくしま応援割の利用が多かった上位5施設の宿泊者数についての御質問を頂戴したところでございます。

宿泊施設からの御報告によりましたら、1位は2,732人泊で、2位が2,519人泊、3位が1,736人泊、4番目が1,192人泊、5番目が1,052人泊となっております。

扶川委員

一桁台とか、0泊の宿泊施設はありましたか。あれば分かりますか。

吉田観光政策課長

ただいま扶川委員から、宿泊者数がゼロもしくは一桁台の宿泊施設があるかとの御質問を頂戴したところでございます。

宿泊者数ゼロや一桁台の宿泊施設につきましては、いくつかございます。

扶川委員

あとで数字をください。いくつかあるということですね。最終的にはゼロから2,732人泊までの大きな差が出てしまっているわけです。偏りといえは大きな偏りです。

先ほど、北島委員の質問に対しても、利用が少ない施設への誘導をしているということでした。具体的にはどのような形で支援をされているのですか。

吉田観光政策課長

ただいま扶川委員から、とくしま応援割につきまして、どのような誘導をしているのかとの御質問を頂戴したところでございます。

とくしま応援割につきましては、県の観光情報サイト阿波ナビで広報するとともに、SNSでの発信等々で県民の皆様に情報発信をしているところでございます。

扶川委員

利用が少ない施設にどのような誘導をしているかということでございますが、もう一度お願いします。

栗田商工労働観光部次長

ただいま委員から、県内の宿泊施設に対しまして、どのような誘客の促進をしているのかという御質問を頂きました。また、その前段のところで、利用が少ない宿泊施設についての状況につきましても御質問を頂きました。

まず、利用の少ない施設の状況でございますが、このとくしま応援割に参加登録していただきましたものの、休業状態であって誘客が望めないという施設もいくつかございます。

また、施設の状況を分析しますと、インバウンド向けのゲストハウス、こういったところにつきましては、インバウンドの状況がほぼ蒸発というような状況でございましたので、利用が見込めなかったというところもございます。

また、民宿の施設も登録がありましたが、この新型コロナウイルス感染症の状況におきまして、民宿のほうまでなかなか御利用が進まなかった、こういった状況が見られました。

利用促進に関しましては、先ほど課長が申し上げましたように、県といたしましても、ホームページ、SNS等、あるいは観光協会と連携を取りながら、また他の関係団体とも連携を取りながら、様々な形で県内の施設を紹介いたしまして、その誘客促進に取り組んできたという状況でございます。

扶川委員

また冬に応援割をやるわけですから、同じ施設が同じような恩恵をずっと受けて、受けられないところは全く受けられない。それでいいのかというのは疑問だと思います。

G o T oキャンペーンについても全国的に格差があるということが指摘されていますけれども、同じ問題を持っていますよね。では、こうすればいいというのは、私、今アイデアを持つところまで考えてもいないし、勉強もできていないのですけれども、是非そういう施設に対してはどのような手立てがとれるかというのを、もう少し知恵を絞っていただきたいと思うのですけれども、実際に実施するまでに実態の調査、今、報告があったような事情もあるのですけれども、もう少し具体的に利用が進まなかった状況も調べて、とれる対策はないか検討していただきたいのですけれども、いかがですか。

栗田商工労働観光部次長

ただいま委員から、冬の応援割に向けまして、様々な施設に対する誘客促進ということ

で御質問を頂きました。

とくしま応援割、夏の応援割でございますが、この9月20日をもって申請のほうも終了いたしましたして、先ほど御報告させていただきましたように、4万1,900人の御利用をいただいたという状況でございます。

この状況を、私どもといたしましてもしっかりと検証いたしまして、こういった動向があったのか、こういった特徴があったのか、そのあたりも踏まえまして、冬の応援割の実施に向けまして、しっかりと準備を進めていきたいと考えているところでございます。

扶川委員

次に、G o T o キャンペーンのことなのですが、いよいよ10月1日からクーポン券も使えるようになるし、東京発着も対象になる、修学旅行は少し先ですが、修学旅行を除くキャンペーンが終わる来年1月末まで、いよいよ全国でお客さんの争奪戦が始まるのだと思うのです。

その中で、今後徳島県にG o T o キャンペーンのお客さん呼び込むために必要なことは、一つはいろんな金銭的なメリット、宿泊支援、それからお買い物支援、それからもう一つは魅力的な観光資源のアピール、それから三つ目は新型コロナウイルス感染症対策が十分されていて、乗り物に乗っても街に出ても安全だということが県外の方に伝わっていくことだと思います。

先ほどお話のあった、徳島で得するケンを提供する施設と、券を利用できる対象施設をホームページで確認いたしました。

利用できる施設を見ますと、徳島の主な観光施設が並んでいるように思いますが、網羅されているとは言えませんね、例えば藍の館なんかは入っていませんけれど、県の提供施設、利用できる施設というのは、これはどういうふうな形で決まっていたものなのか教えてください。

吉田観光政策課長

ただいま扶川委員から、徳島で得するケンの利用施設、提供施設等の御質問を頂戴いたしました。

今回の徳島で得するケンにつきましては、県の観光協会におきまして公募しておりますして、申請をしていただいた事業者の皆様を審査して載せているところでございます。

扶川委員

徳島県の観光協会を通じて公募した結果がこうなのだというので、いわば手が上がらなかった所もあるということなのですね。私の地元でもタクシー会社が複数ありますが、1社だけしか入っていないのはどうしてかなと思ったので、事情を聞いてみようと思いますけれども、何につけてもこういう施策をやると、今度はG o T o キャンペーンとのセットですから、G o T o キャンペーンを受けるホテルというのがどういうホテルなのかということを見ますと、1万円以上の宿泊をする場合が対象ですね。だからそれよりも安いプランの所は対象にならないのですよね。これは制度のことなので教えてください。

吉田観光政策課長

ただいま扶川委員から、G o T oトラベルと連携した徳島で得するケンが1万円以上の宿泊プランのみが対象となることについての御質問を頂戴いたしました。

G o T oトラベルにつきましては、事務局の要領でG o T oトラベルの割引と他の自治体が付与する割引、この合計が利用者が負担する金額を上回ってはならないという規定がございます。

そのため今回、徳島で得するケン5,000円のクーポンを付与しますので、5,000円の2倍つまり1万円以上の宿泊プラン、もしくは宿泊付き商品を造成していただくことが条件となっているところでございます。

扶川委員

それだったらクーポンを5,000円と決めずに、小さい宿泊施設でも使えるようなクーポンも作れば対象が広がるのではないのですか。

吉田観光政策課長

ただいま扶川委員から、小金額のクーポンを作ってはどうかとの御質問を頂戴いたしました。

今回、徳島で得するケン、クーポンの金額を5,000円としたところでございますが、徳島観光キャンペーン第一弾としましては、とくしま応援割、こちらも宿泊割引5,000円でございます。また、第二弾として、G o T oトラベルとのタイアップ事業、徳島で得するケン、こちら5,000円とさせていただいて、より魅力的な金額で、よりお得に徳島を旅行していただくという考えの下、実行したものでございまして、今後、明日から東京発着の旅行がG o T oトラベルの対象となりますことから、東京若しくは日本全国からの観光誘客に努めてまいりたいと考えております。

扶川委員

お金のある人には魅力的と言えは魅力的ですけど、でも取りあえずは1万幾らのお金を払っておかなければいけないわけでしょう。

だから、私も実は利用していないのですけれど、けちですから安い宿ばかり泊っているのですよ、東京出張しても1万円の所なんて絶対泊りませんから、そういうことから考えるとどうなのかなという疑問は持っています。

もう少し小規模なホテルとか、旅館などにも恩恵が及ぶような制度設計にならないのか検討いただけませんか。

吉田観光政策課長

ただいま扶川委員から、もう少し小金額の制度設計にならないかとの御質問を頂戴いたしました。

徳島で得するケンにつきましては、既に券も全て印刷し、また、ほぼほぼ配布して事業が既に実施中でございます。今後、そういった金額を変えるということは非常に難しい状況でございますので、今後の観光施策に委員の意見も踏まえながら考えていきたいと考え

ております。

扶川委員

私も委員会が重なって全部の委員会に出られませんので、不勉強でございます。もっと早く意見を言っておけばよかったと思います。

実績をお尋ねしますが、8月1日から1月31日までG o T oトラベルとタイアップして併用できる期間が、この得するケンの利用期間となろうと思うのですが、これまでの利用状況というのを教えてください。

吉田観光政策課長

徳島で得するケンの利用状況についての御質問を頂戴いたしました。

徳島で得するケンにつきましては、8月1日より事業開始いたしまして、G o T oトラベル同様1月31日までの事業期間としております。

これまで、徳島で得するケンの利用状況、つまり換金状況でございますが、徳島に観光客が来ていただいて、ホテルで得するケンを受け取り、その得するケンを使って土産物店や観光施設で使って、最終的には銀行で換金されるわけでございますけれども、その換金状況、9月16日時点ではございますけれども、1万122枚となっております。金額にしますと1,012万2,000円となっております。

扶川委員

まだまだこれからということだろうと思いますが、地域の消費拡大につながっていくように頑張っていただきたいなと思います。ただ、私みたいなのみ助だと、これが飲食店で使えないというのが苦痛なのですが、どうしてそういう制度設計にしたのですか。

吉田観光政策課長

ただいま、徳島で得するケンがなぜ飲食店で使えないのかとの御質問を頂戴いたしました。

飲食店での利用につきましては、この10月1日から開始いたしますG o T oトラベルの地域共通クーポンで利用できます。また、G o T oイートも同様に11月から開始されますので、そことのすみ分けをするために、飲食店については得するケンは対象にしていないところでございます。

扶川委員

なるほどね、G o T oイートのほうの勉強も十分できていませんので、合わせてどれだけ使えるのか、1万円使ったら国のクーポンが1,500円ありますよね。だからその1,500円で食べられるということでしょうけれども、もうちょっと飲み食いしたいですね。それはプライベートの話なのでやめておきますけれども。

それから、新型コロナウイルス感染症対策というのが十分にされているかということが大事だと思うのですが、この県の提供施設や利用者施設はG o T oトラベルの対象

施設ですから、当然きちんとできていると思うのですよね。これは申告に基づいて確認をされているのですか、それとも具体的にそういう点検に入る機会というのがあるのですか。

吉田観光政策課長

施設への感染防止対策についての御質問を頂戴いたしました。

感染防止対策につきましては、安全安心な暮らしを守るために各業界団体において、それぞれの会員店舗が業種別ガイドラインの徹底を呼び掛けているところでございます。

各店舗が積極的に感染拡大防止に取り組んでいると認められた場合、ガイドライン実践店舗として認定するとともに、各店舗につきましては、県が策定したガイドライン実践ステッカーを掲示しているところでございます。

危機管理環境部に確認しましたところ、宿泊施設については旅館ホテル生活衛生同業組合が主体となりまして、本日現在43施設を認定しているところでございまして、また商工労働観光部では、県内事業者が取り組む感染予防対策としまして、助成率10分の10で支援いたします、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金を本年6月にスタートさせておりまして、9月23日現在、宿泊事業者の皆様から111件、6,598万円の申請を頂いて、密閉を回避するための換気扇や網戸の整備、空気清浄機の導入、また接触を回避するための人感センサー付きの照明や自動水栓、ノータッチディスペンサーの導入、体調を確認するための非接触体温計やサーモグラフィーカメラの導入などの取組が進んでいるところでございます。

今後とも、部局間連携の下、安定した経済活動のための環境整備を進めてまいりたいと考えております。

扶川委員

今、商工労働観光部の飲食店などの関係の部分もお答えいただきました、ウイズコロナの対策、新しい施設改装などをするときの補助金の利用状況など教えていただきましたけれども、業種別のガイドラインはものすごい数がありますよね。種別でも23、行政サービスまで含めるとガイドラインは150ぐらいあるのですかね。これを連携してこのガイドラインが守られているかどうかということを確認していくということです。

それから県が作っているシールなどはどんどんこれから街に出ていく。どこでも貼ってあるという状況を作っていくということは、安心して街に出られるという、観光客にとっても非常に大事なことだと思うのですが、これを促進するために一つの部局でできないのであれば、どう促進するのかということを全庁的に、今おっしゃったように協議しながらしっかり街全体で、あるいは乗り物も含めて新型コロナウイルス感染症対策がしっかりやられているということにして、その状況を県外にアピールしていくことが大事だと思うのですが、そういう促進体制というか、仕組みづくりというのは県庁内にあるのか、あるいは作っていくことができないのか、教えてください。

島田商工政策課長

ただいま扶川委員から、業種別ガイドラインの周知について御質問を頂戴いたしました。業種別ガイドラインの周知につきましては、県ホームページの新型コロナウイルスポ-

タルサイトに掲載しているところでありまして、全庁的に取り組んでいるところでございます。

現在、23団体251のガイドラインが掲載されているところでございます。

商工労働観光部におきましては、これまで業種別ガイドラインの実践はもとよりでございますが、ガイドライン実践店や事業者版スマートライフ宣言の積極的な参加、徳島コロナお知らせシステムの登録、さらに、症状がある場合に出勤しない、させないための休暇の取りやすい環境整備など、事業者の皆さんにとって最も身近な支援団体でございます、商工会議所、商工会等、商工団体の御協力も頂きながら、周知啓発に取り組んでいるところでございます。

また、ガイドラインの実践店の取組につきましては、ショッピングセンターへの拡大を図りまして、現在256店舗に参加いただくとともに、先ほども観光政策課長が答弁させていただきましたけれども、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金をスタートさせておりまして、9月23日現在ではございますけれども、3,667件、約13億5,000万円の申請を頂いておりまして、申請の際におきましては、こうしたガイドラインの実践店でありますとか、事業者版スマートライフ宣言についての積極的な参加を呼び掛けているところでございます。

扶川委員

ついでに教えてください。お知らせシステムの登録状況数はどうなっていますか。

島田商工政策課長

所管が保健福祉部になりますので、保健福祉部に確認いたしまして、後ほど御報告させていただきますと思います。

扶川委員

正にそういう横の連携が必要なので、どの程度こういうシステムが整備されているのか、商工労働観光部としても所管している施設の状況というのは把握しておいていただきたいと思います。

前々から何度も言っていますけれども、性風俗に関してはガイドライン自体が存在しないから、国に丸ごと無視されています。これも本来は、例えば、全従業員が定期的な検査を受けるとか、国の接触確認アプリを義務付けられるようになっていくべきだと思うのですが、この委員会で議論できないので、明日の防災・感染症対策特別委員会で議論をしたいと思います。

それから、本来であれば徳島県で一番売り物にするはずであった阿波おどりが駄目になって、11月に市、12月に県が先ほども御報告があったイベントをすることになっております。これも、新型コロナウイルス感染症対策というのは不可欠ですけれども、県や市が先導した取組をする、その過程、準備過程の中で、この前にも意見しましたけれども、こうやれば阿波おどりというのは安全にできるのですよというような、ガイドライン的なものを作るべきだと申し上げました。今、検討状況というのがあれば教えてください。

吉田観光政策課長

ただいま扶川委員から、阿波おどりのガイドラインについての御質問を頂戴いたしました。

今回、県が実施いたしますニューノーマル阿波おどりの祭典につきましては、新型コロナウイルスの感染防止対策のため、感染拡大予防ガイドラインに即した形で、徹底した安全安心の下、開催したいと考えております。

開催期間中は、3密回避、感染予防対策、連絡体制の確保を基本に、徹底した対策を行うこととしまして、具体的には3密回避としましては、来場者を各日1,000人に限定した上で、座席の指定や時差入場・退場の実施、感染予防対策としましては、来場者や出演者への検温や消毒、マスク着用の徹底、連絡体制の確保としましては、県のとくしまコロナお知らせシステム事前登録や、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリの登録推奨など、これらの対策に加えまして、来場者や踊り連の方々、スタッフの一層の安全安心を図るために、ニューノーマル阿波おどりの祭典の実施に向けました、ガイドラインを作成することとしておりまして、現在、阿波おどり団体の皆さんや感染症対策に関する専門家の方からの御意見を頂戴しながら、ガイドライン作成に鋭意取り組んでいるところでございます。

こうした感染防止対策のノウハウや検証結果を各地域と情報共有することによりまして、今後県内各地でのニューノーマルに対応しました新しい阿波おどりの実施につながるよう、当祭典の開催に向けてしっかりと準備をしてまいりたいと考えております。

扶川委員

次は乗り物関係ですけれども、これも徳島に来たら安心して乗り物に乗れるということは大変なことで、先ほども周遊バスについて、きちんと対策ができていて安心だというお答えのアンケートがあったというのはいいことだと思いますが、JRなのですけれども、昨日の教育委員会関係の文教厚生委員会の中で、高校生が通学に利用するJRの過密解消のために、県の教育委員会が3,000万円の予算を掛けて実施している、臨時バスについて議論をいたしました。来年2月いっぱいまでの事業です。

これまでもJR四国に車両の増結をしてほしいという話をお願いしてきて、一部1両だけ増結はされているのですが、これでは臨時バスに対応するような対策は取れずに、このままだと4月からは過密状態が復活をしてしまいます。

ところが、JRや民鉄、地下鉄などが入った鉄道連絡会が5月14日に作ったガイドラインを見てみますと、車の中のソーシャルディスタンスを取りなさいという項目がないのですね。これは無理だからやらないのか分かりません。東京でも非常事態宣言のさなかでも、過密列車というのはあったと思います。

しかし、田舎ではやろうと思えばできるのですよね。増結すればいいのです。密を避けるような対策を取ることが、田舎の魅力になるわけですね。がらがらの列車を走らせたら魅力になりますよということを前にも議論したことがあります。何といたっても徳島に移住していく一つの要因が新型コロナウイルス感染症であるとすれば、子供たちが安心して感染するおそれなく通学できるなどというのは非常に有効な誘因策だと思うのですよ。

来年4月以降、JRとして列車を増結して過密対策ができるように、是非、国に対して

の予算措置、それができなかつたら、県としても予算措置をするようお願いしたいのですが、要望なり県としての考え方を教えてください。

以西次世代交通課長

ただいま扶川委員から、JR列車内での3密回避に関する御質問を頂いたところでございます。

通学時間帯におけます列車内の3密回避対策といたしましては、県立学校再開時の通学時間帯による混雑状態を緩和すべく、県教育委員会とともに、JR四国に対しまして列車の増結を強く要望してきたところでございます。

その際にJR四国からは、もともと経営状況が厳しいところに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が追い打ちを掛けるといった、非常に厳しい状況が続いておりまして、経営努力はやってきているところであります。それで、朝夕の通勤通学時間帯においては、車両や増結時に対応する人員体制に今は余裕がなくて、対応は非常に厳しい状況であるとの回答がございました。その後、社内で調整も重ねていただいた結果、6月からは徳島線の穴吹から阿波池田間におきまして、朝夕の列車の一部におきまして車両増結に対応していただけることになったところでございます。

今回は一部の列車におきまして、何とか増結が実現できたものの、JR四国からはこれ以上増結できる車両はなくて、対応できる人員も確保できないと、これ以上の対応は非常に難しいというふうに聞いているところでございます。

こうした中、教育委員会におきましては、混雑する列車を利用する通学生を対象に、臨時通学バスの運行もしているところでございまして、我々としては、JR四国に対しては限りある経営資源を最大限活用して、可能な限りの対応をしていただくよう、機会あるごとに今後も要望をしていきたいと考えております。

それで、国に対する要望についてもお話を頂きました。

県としては、他県よりもいち早く新型コロナの影響を受けているすべての公共交通機関に対し、十分に速やかな支援が可能となるよう、本年3月に国土交通省に対しまして緊急提言を実施したところ、地域の公共交通事業者が十分な感染防止対策を講じることができるよう、駅や車両の衛生対策、車両の密度を上げないよう配慮した運行の事業など、そういったものを支援する経費といたしまして138億円の予算が確保されたところでございます。

また、全国知事会を通じた提言によりまして、4月30日に緊急経済対策関係経費補正予算が成立をいたしまして、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む地方公共団体の支援として、地方創生臨時交付金が1兆円計上されるとともに、5月27日には、第2次補正予算案が閣議決定されまして、地方創生臨時交付金の2兆円の積み増しによりまして3兆円まで増額されたところでございます。

我々としては、この地方創生臨時交付金を活用いたしまして、JR四国をはじめ、交通事業者が取り組む感染防止対策、それから3密回避、新サービスによる需要創出に向けた事業者提案による積極的な取組を後押しするために、先にお認めいただいた6月補正予算の公共交通応援事業の奨励金によりまして、ウイズコロナ時代下の公共交通の取組を支援しているところでございます。

さらに、この9月補正におきましても、公共交通の利用促進と、業と雇用の維持確保を図るために、乗って応援公共交通利用促進事業をお願いしているところでございます。

全国を見ますと、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響が長期化する中、これまで赤字ではなかったJR東日本、それからJR西日本でも非常に経営状況が厳しくなっておりまして、今や地方だけの問題ではないような状況と認識しているところでございます。

このため、引き続き国による継続的な支援が欠かせないことから、去る9月26日には、全国知事会から国に対しまして、令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金が継続されるよう、緊急提言が実施されたところでもございます。

今後とも、県民の皆様に安心して公共交通機関を御利用していただけるよう、また、交通事業者を守っていけるよう、交通事業者とも知恵を出し合い、工夫も凝らしながら、県としても様々な機会を捉え、国に対して支援の継続を提言してまいりたいと考えております。

扶川委員

もう時間がないので、最後に1点だけお尋ねをします。

是非その努力をしていただきたいのですけれども、先ほど御説明の中に、アフターコロナという言葉も聞きました。

ウイズコロナ、アフターコロナ、ワクチンなんかができて、それから抗原検査もどんどんできるようになり、薬も開発されたら、今回の新型コロナウイルス感染症自体は抑制されるようになる時代は必ず来ると思いますが、そうなっても新しく新型インフルエンザの危機とか、そういうものがやってくる。

今回のような大混乱を来さないためにも、ウイズコロナ、アフターコロナの時代というのは、これまでと違う観点で感染症予防ということをやっていると認識で、公共交通機関も各施設の整備もしていかななくてはならない。今度できるホールなんかもそうだと思うのですけれども、そういう観点で取り組むべきだと私は思うのですが、最後また密に戻ってもいいなどということはないと思うので、その見解をお聞きして終わりたいと思いますが、どうですか。

以西次世代交通課長

アフターコロナ下における取組を含めての御質問ということでございました。

新型コロナウイルス感染症への対処につきましては、公共交通事業者の取組に加えまして、やはり利用者一人一人の行動も大事になってくるところでございます。

ですので、交通事業者が今後の事業活動を行っていく上で、利用者の目線から必要な対策を取っていくといった場合には、またいろいろと提案があろうかと思っておりますけれども、我々といしましては、そういった取組を後押しできるようなことについても対応していきたいと考えております。

仁木委員

私からは2点なのですけれども、その前に扶川委員とか、北島委員の議論を聞いており

ますと、私は一つだけありますのは、昨日の県土整備委員会で危機管理環境部などでも少し申し上げたのですが、ステッカーを貼る取組は危機管理環境部であって、ウイズコロナをやるのは商工労働観光部であってと、いろいろと分かれていると思うのですが、この登録店舗と、実際に補助金を出したところというのが一致していないように思うのです。ですから、これを円滑に一貫性を図っていく時期に差し掛かっているのではないのかなと思いますので、そのあたりをそろそろ検証していただいて、改めて登録できていないのなら登録をしていただいて、ステッカーを貼っていないのなら貼っていただいてという作業をしていただければということをお願いをしたいと思います。

本題に入りますけれども、一つ目につきましては、地方創生の一環ですけれども、コロナ禍における部分であります、本会議でも聞けなかったのですが、畜産関係で牛や鶏や豚ですけれども、これまで本県においては、コロナ禍においても経営安定対策を先進的に取り組まれているような気がいたします。

その点、どのような形で取り組んでこられたのかということを高価格帯のものについて、例えば牛とか鶏であればモモの部位とか、豚であれば阿波とん豚とかいろいろあると思うのですが、そのあたりのところを全般的にお教え願えればと思います。

新居畜産振興課長

今、仁木委員からコロナ禍における畜産物の経営安定対策、そういういろいろなことについて御質問を頂いたところでございます。

この度のコロナ禍による影響により、いわゆる外食産業の需要減、これにより特に影響を受けているのが高価格帯の畜産物、和牛肉とか、本県の誇る阿波とん豚、阿波尾鶏、こういったものの消費が低迷しているところでございます。

これを受けまして、4月、6月補正予算等々で学校給食での活用とか、プロポーザルの事業など行ってきたところでございます。

また、和牛につきましては、こういった新型コロナウイルス感染症等々により枝肉価格が低下したときの経営安定対策ですけれども、肉用牛肥育経営安定交付金制度というものがございまして、いわゆる生産費と粗利益、その差額を補填する制度、いわゆる守りのセーフティーネット制度、これが措置されております。

それで、今回この制度につきましては、今まで全国算定方式と地域算定方式がありましたけれども、この度の新型コロナウイルス感染症により、和牛肉が非常に大きな影響を受けたということで国が制度を見直しまして、いわゆるブロック算定方式で、徳島県につきましては四国ブロックでの算定に変わりまして、この5月から1頭当たり約19万円が生産者に対して交付されまして、6月におきましては20万7,000円ということで、毎月どんどん同じような額が発動され、段々枝肉価格が上がるにつれて、直近の9月でございまして、13万7,000円、要するに交付金の額が下がったということは、それだけ枝肉価格が回復基調になるということでございまして、4月は対前年比で約3割ほど枝肉価格が下がってございましたが、今現在、対前年比では15パーセントというところまで回復しております。

ということで、今後、今まで議論がありますようにG o T oトラベル、G o T oイート、こういった経済活動が再開されることにより、和牛肉等は当然ホテル等、外食産業等々で

十分活用される、いわゆる料理の主演となりうるところでございますので、こういった施策とともに和牛肉の消費など、また高価格帯の畜産ブランド、そういったものが消費されることによって、このセーフティーネット制度もしっかりと活用することで、本県の肉用牛の生産振興を含みまして、全体の畜産振興を図ってまいりたいと考えております。

仁木委員

算定基準を変えられたということで、生産者にとっては非常にありがたいことだったと思います。これがあつたからこそ肥育のみをやっていた生産者においては助かっていると思います。ですから、今後は市場回復に向けた動きをどんどん進めていただきますようお願いをしたいと思います。

次は最後、土地開発公社に関して、県ではありませんが、阿南市では土地開発公社に少し動きがあつて、不良債権化されていたというような現状がございました。

過去から問題視していたわけですが、いよいよ解散手続きをするというような格好で進んできておりますが、土地開発公社を各市町は持たれているのかなと思うのですけれども、本県においては、近年において解散の手続はあつたのですか。

菊地市町村課長

仁木委員から、県内の市町村における過去の土地開発公社の解散についてということで伺っております。

土地開発公社につきましては、元来、公有地の計画的な先行取得を担うことによりまして、地域の健全な発展や秩序のある整備に貢献していくという目的で設置されているところでございますが、バブル崩壊以降、地価の動向や公共事業の計画など、取り巻く環境が大きく変化している中でございます。こうした状況から、公社の数につきましては年々減少傾向にございまして、平成22年度と比べてみますと、全国におきましても1,021ありました公社が、令和元年度当初ですけれども、649と3割以上減となっているところでございます。

また、仁木委員から御質問がございました本県の市町村におきましても、全国と同様の減少傾向にございまして、令和2年4月1日現在では、3市と4町で7公社が設置されている状況で、この数は同様に平成22年度には16公社ありまして、比べますと5割以上減少しているところでございます。

直近ですと、令和元年度では松茂町、つるぎ町、また平成29年度には上勝町、石井町で土地開発公社の解散がされているところでございます。

仁木委員

平成22年度からということなのですけれども、当時は第三セクター等改革推進債があつたわけでした、これを活用してから、例えば含み損が発生した際にはその三セク債を充てて、後に交付税措置を受けてから平準化させるというような流れで解散手続をしたはずで

す。今は三セク債が無いような状況なのですけれども、私がちょっと思いますのは、何でここで質問をするのかと言いましたら、解散の手続をする際には知事の認可がいるというよ

うになっているからですけれども、過去に遡ってみれば認可は知事がしていたのではないですね。確か主務大臣が認可をされた時期があったのかなと思うのですけれども、主務大臣は、総務大臣及び国土交通大臣ということになっているのですけれども、そもそも何で解散手続で主務大臣や知事が認可しなければいけないのかというのを少し教えてもらいたいのですけれども。

菊地市町村課長

土地開発公社の解散に関する知事の認可ということについて、御質問を頂いたところでございます。

土地開発公社の解散につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律というのがございまして、その中の第22条におきまして、設立団体、今回では阿南市がその議会の議決を経て主務大臣または都道府県知事の認可を受けた時に解散するとなっております。

この手続といたしましては、公社の理事会において解散の議決がなされた後に、設立団体の議会の議決を経て、今回では知事による認可がされるという基本的な流れとなっております。

今、委員から御質問がありました、なぜ認可なのかというお話なのですけれども、法律では第10条第2項におきまして、土地開発公社を設立しようとするときは、都道府県知事の認可を必要とする旨も規定されているところでございまして、先ほど申し上げました22条の規定と併せて設立解散のときには、市であれば都道府県知事の認可が必要となるところでございまして。

認可とされているところとしては、土地開発公社自身が今回では阿南市、地方自治体の分身的存在として公共用地等の取得を行うというものであり、その業務の公共性が高いという観点から認可とされているものであると思います。

仁木委員

法律的なところを事前に聞いたかったので少し聞かせていただきましたけれども、私が認可のところを聞いたのは、県が認可をするということは、認可をしないことがあるのかどうかを聞いたかったのです。

ここの部分で私が問題視というか、思っておりますのは、過去に千葉県千葉市で開発公社を解散した際に、いわゆる債権放棄をするということをしたみたいなのです。ここで書いてありますのは、公社については債務超過の状態では主務大臣から解散の認可を受けられないというところがございまして、そのあたりで私が気になっておりますのは、実質的に開発公社を解散する手続の際に債務超過というところを見られているのか、見られていないのかというのをお教え願いたかったのです。県が認可を下す際、というところをちょっと教えていただければと思います。

菊地市町村課長

解散の認可申請に当たって、県がどのような点を見ているかというところですが、解散の認可申請に当たっては、先ほども申し上げましたが、市議会の議決を経た後に、認可の申請書に合わせて議会の議決書の写しや解散を必要とするに至った理由、また財産目録や

残余財産やその処分の方法、清算人となるべき者の氏名や履歴書、その他参考資料、これらを合わせて申請いただくことになっております。

県といたしましては、まず書類に不足がないか、または書類に不備がないか、そのあたりを、例えば議会の議決をしっかりと経ているのかとか、そういうところを確認した上で、認可に対して審査をすることとなります。

仁木委員

私が確認したかったのは、いわゆる債務超過のところを見ないというところだけです。というのは、私が思いますのは、過去から議論してきた中で、実質的に保有土地の部分で相殺し切るような感じではないような気がいたしまして、そのあたりの部分で、県がどのようなところを見られて、審査されるのかというところを確認したかっただけです。

今後、開発公社が7市町あるということですがけれども、いろんなところで、いわゆる不良債権化されているところとか、多分問題があると思いますので、そういうところにおいて、どういう措置が今後できるのかというところも含めて、また今後、教えていただければと思います。

井下委員長

一つだけ質問させてください。先日、私から、一般質問の中でとくしま回帰についてお伺いしたのですが、昨日の文教厚生委員会において、学校におけるとくしま回帰の取組についてお伺いしました。地方創生の大事な要素は人でございます。人の確保について小中学校含めて学校の役割というのは非常に重要だと考えております。とくしま回帰の取組は教育委員会だけではなく、他の部署を通してやっていかなければいけないと思うのですが、このコロナ禍により大学生の4人に一人が休学や退学を考えているということで、すごくチャンスだと思うのです。

そういう中で、教育委員会と連携を図ってほしいと思っているのですが、このあたりを来年に向けて教えていただけませんか。

山上とくしま回帰推進課長

ただいま井下委員長から、とくしま回帰の推進に関しまして御質問を頂きました。

本県におきましては、令和2年3月に、v s 東京「とくしま回帰」総合戦略～未知の世界への挑戦～、いわゆる第2期総合戦略を策定いたしまして、現在、第2期総合戦略に基づきまして全庁挙げて取組を進めているところでございます。

特に、第2期総合戦略におきましては、若者・女性目線・大阪圏、この改革を強化して取り組むということにしております。先ほど委員長からもお話がありました、若者、徳島の未来を担う人材の育成ということについては、非常に重要であると考えておまして、この戦略の下で、更なるとくしま回帰を推進するため、小学校・中学校・高等学校等での学校教育や地域活動を通じた社会教育において、地域産業・歴史・文化・豊かな自然環境など、地域の魅力を知り、体感し、理解を深める、ふるさと教育を実施し、地域に誇りと愛着を持つ人材を育成する取組がなされているところでございます。

井下委員長の御指摘を踏まえまして、教育委員会をはじめ関係部局としっかり連携をし

て、地方創生に取り組んでまいりたいと考えております。

井下委員長

一般質問の答弁で、知事からも取り組んでいくという、前向きな決意のようなものも聞かせていただきました。

その中で、去年と今年と全然違う状況、しかも、とくしま回帰にとってはかなりチャンスだと思っております。昨日、教育委員会の委員会の中で熱くなりすぎて、言い方がきついと同僚に言われたのですけれども、それぐらい熱意を持ってやっていきたいと思っておりますので、是非、全庁挙げて取り組んでいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

井下委員長

以上で、質疑を終わります。

これをもって、地方創生対策特別委員会を閉会いたします。(12時03分)